

**時事新報定價**  
 時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況動  
 價の報告あり其代價は左の如し

**時事新報定價** (海外送付には此他後)  
 一號 貳錢五厘〇一箇月 前金五拾錢〇三箇月 前  
 金壹圓四拾五錢〇六箇月 前金貳圓八拾五錢〇一箇  
 年 前金五圓六拾錢〇月曜日休刊(此他大祭祝日年  
 始年末等一切休刊セズ)

**時事新報送付料**  
 一 日本國內並に朝鮮京城、仁川、釜山、元山、山  
 二 南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈院を  
 三 北米合衆國、英領加奈院、布哇諸島  
 四 香港を經て郵送する亞細亞諸島、太平洋諸島、澳  
 五 露領滿洲、南洋群島諸島  
 一箇月 金六拾錢  
 一箇月 金三拾錢  
 一箇月 金拾五錢  
 一箇月 金拾五錢  
 一箇月 金拾五錢

一	行	付	十三	十一	十	五
一	日	以上	六	日	七	日
一	日	以上	六	日	七	日

**本社(寄稿)付**  
 東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より  
 各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を  
 増進するより各社同一の記事を多きこと寡からず  
 時事新報社は社員並に通信員の手を以て新聞社の  
 通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通  
 信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信  
 ずる方多きが如し爲めに行進ひを生じたる場合も寡か  
 らざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に  
 本社に向け發送せらるるものとす

**時事新報**  
 時事新報社に達したる投書は凡て寄稿者に返戻  
 せず又本社に保存せず

**撰舉競争**

臨時撰舉の期日は本日の官報欄内に掲ぐる如くい  
 く三月一日と定まり各地の候補者は既に競争の運  
 動に取掛りたる者も少なからざる由なれば是れより數  
 十日の間は全國一般に政熱の大流行を催はすことと想  
 像して聞進なかる可し明治二十三年の撰舉には候補  
 者の競争劇烈ならざりしに非ずと雖も現に角に我  
 國にて國會議員の撰舉は當年始めての事なれば撰舉人  
 も被撰人も自から事に慣れずして不案内の處多し爲  
 に却て若し不都合の點法をも聞かずして已みられ  
 ざる之に次第第二回撰舉の節には各派の政客何れも  
 當年の争は競を待て大に選擧の方法に熟練したるふ  
 どなる人等は何處に於ても非常に劇しくして競を  
 撰擧の所爲を備く者甚だ多く競の激受、壯士の使  
 用等甚だしく甚だしきは火附け入敷の勢をさへ向く  
 に至らん其失實に名状す可らざらんは世人の今に記  
 する所ならん撰擧の期は即ち第三回目の撰  
 擧にして是れまでの順序を以て押せば候補者の競争は

益々激烈なる可き筈なるのみか昨年来自由黨と改進黨  
 との間に軋轢を生じて兩黨の政客は今回必死を極めて  
 相争ふの憂極なりと云へば若しも目下の成行に一任し  
 置かんには今後一二月の間に政治社會に如何なる大  
 騷動を惹起すに至るやも知る可らず隨分熱念の事共な  
 り抑も撰擧政治の主眼とする所以人民多數の望に叶ひ  
 たる人を擧げて政治に參與せしむるに外ならざれば撰  
 擧の際に最も肝要なるは人民をして自由に其好む所の  
 人に投票せしむるの一事なり若しも撰擧者に此自由  
 を與へざる位ならば始より撰擧投票なき云ふ面側なる  
 手續を爲して世間を騒がすに及ばず事ろ一人或は二三  
 人の意見にて適當と見定めたる人を登用する方途に便  
 利にして且實際に不都合少なる可し左れば彼の賄賂  
 脅迫等の手段に由て候補者が投票を得んとするは撰擧  
 政治根本の趣旨に背くの所爲にして最も憤まざる可ら  
 ざるものと勿論なれども撰擧者の身を爲りて考ふれば  
 其目的とする所は唯己れ自から撰擧せられんものと一  
 事に在りて此目的を達するに正々堂々たる演說文章  
 なを以て撰擧者を勧誘するよりも金力と腕力とを以  
 てする方効驗の著しきのみならず假令其本心には斯  
 る後暗き所行を快しとせざる者にては相手の競争者が  
 眞々之を行ふて得らざるに此方のみ調り徳義に拘泥  
 して公明正大以て競争せんとするときは恰も身に寸鐵  
 を帯びずして持兇器の暴漢と闘ふに等しく到底勝利の  
 見込みなきが故に長からぬ事とは知りながら己むを得ず  
 種々難多の不正手段を行ふ者少なからず斯の如き次第  
 なれば單に競争者の徳義心に訴へて撰擧の弊習を除か  
 んとするは到底言ふ可くして行ふ可らざるの空策たる  
 を免れず故に我輩は撰擧競争者に向て反省を求るも  
 爲さず唯政府の節にて撰擧規則を嚴重に實行し聊か  
 たりと之に達する者も容赦なく罰に處せんものと  
 を警告する者なり近頃撰擧規則履行のみに付き世間  
 に使れは是れ論議する者あれども元來の邊の取締を嚴  
 にして不都合なからしむるは即ち政府の義務にして今  
 更ら事新しく批判するにも及ばざる事なり我輩は今回  
 撰擧競争の實況に注目して萬一再以前年の如き大失態  
 を發見するもあらんには政府當局者の不行届を諒  
 責する所あらんとする者なり

**官報**

**詔勅**  
 朕帝國憲法第四十五條及衆議院議員撰舉  
 法第三十條ニ依り明治二十七年三月一日  
 ナリ衆議院議員ノ臨時撰擧ヲ行フコト  
 ナルヲ命ス

- 御名 御璽
- |        |        |
|--------|--------|
| 内閣總理大臣 | 伯耆伊豫波文 |
| 逓信大臣   | 伯耆黑田清隆 |
| 海軍大臣   | 伯耆西郷從道 |
| 陸軍大臣   | 伯耆西郷從道 |
| 農商務大臣  | 伯耆大山   |
| 外務大臣   | 子爵藤本武揚 |
| 大藏大臣   | 陸奥宗光   |
| 文部大臣   | 渡邊國武   |
| 司法大臣   | 井上     |
|        | 芳川正    |

**雜報**

**○木津線調査の結果** 今度關西鐵道會社が延長  
 せんとする木津線は大坂鐵道の現線よりも四哩計短  
 縮すとは兼て囑ふる所なるが今大坂鐵道技師の實地踏  
 査せし結果に據れば關西鐵道の木津線なる大和加茂  
 より木津、泉田、四條岨を経て大坂京橋に達するものは合  
 計三十二哩となるも大坂鐵道の加茂より奈良に至り夫  
 より現線なる大坂天王子に至るまでは三十哩二十三  
 なるを以て却つて木津線の方一哩五十七釐短縮し併し  
 途中星田に迂迴せず清瀨橋を通過するにせよ木津線は  
 二十六哩半となり即ち現線よりも四哩計短縮する都  
 合なるも斯ては清瀨橋に一哩五十七釐下田原に二百間  
 の隧道を通ずるの困難あり勾配も二哩計り六十分一  
 にて布設せざる可らずなり

**○各地取引所の備米と大坂在米と付て**  
 近來に至り新取引法に依り農商務省の認可を得て各  
 地に米穀取引所は増加するが此等取引所は皆定期  
 受渡しの準備として若干の米穀を備へ置かざるべから  
 ず是れ各地方に無用の米穀停滯する所以にして其結  
 果は大坂在米に多少影響を及ぼし大坂在米減少すべし  
 との説をなし之を以て強氣筋は米價騰貴すべき一原因  
 となせり又一方には一時入津米を減少するには相違な  
 きも直ちに之を回復し地方産米は其の近邊の取引所を  
 媒介者として大坂に來り以前より却つて米穀の流通  
 を頻繁ならしむべし其理由如何んとなれば各地方に取  
 引所を設くるは恰も河川の中央に酒池を設け近邊の  
 酒池に水と満すの間に海に注ぐ水量幾分を減少すべしと  
 雖も今日まで附近の田畑に灌溉せし細流は皆之に集  
 りて酒池を満たすのみならず海に注ぐ水量を一層大  
 ならしむるは明かなり取引所は實に此の酒池にして地  
 方産米を一手に集め再び之を大坂に運送するの便あり  
 且つ是等の取引所が多額の備米を爲さば或は入津米の  
 減少するも亦あるべしと雖も受渡の少額は之を許さず  
 大坂東京を除くの外は至つて少く少く戸の如き一萬石  
 以上の受渡を爲したる事なく廣幅に於て二千石は備れ  
 のふとなれば況んや其他に於てをや且つ金利の不均均  
 は到底持主をして必要以外の米穀を地方に置かしめず  
 假令受渡の際必要なるも少多の時日ある時は直ちに之  
 を大坂に輸送し金利の低き地に於て其の融通を計るは  
 人情なり又近邊地方に於ては田畝の所有主にして自己  
 の收穫を直接に大坂に送り自ら定期賣買に掛くるもの  
 續々増加しつゝあれば強ち地方の産米は其の取引所に  
 流れ込むものならず去れば各地取引所の備米は大坂入  
 津米に對し一時影響を及ぼすべし長く之を減少する  
 るもなし却つて輸送を便ならしむべしとて安氣説を唱  
 ふるもの多きが如しと云ふ

**○大坂水道鐵管の購入** 此の種の紙上に記載せ  
 る如く大坂水道鐵管二萬噸の内國外に注文せし五  
 千五百九十七噸餘の外前日大坂砲兵工廠にて鐵管高  
 一平均十五噸づつと見積り本年一月より二十八日十  
 二月末に鐵管を完結する筈なれども水道鐵管成期二十  
 年三月迄の間に合ざるを以て此不足額四千噸は今回  
 急し外國品を購買するに決し來る二月中旬入札を行ふ  
 筈なり當事者の豫算に依れば昨年外國品購入の際今回の  
 不足額を生ずる事を豫知したれば共に購買の得策を該

したれども當時  
 と今日と比較せし  
 百噸の上にて  
 ○雜貨商の社  
 特務委員會は去  
 六名にてサユ  
 商組合より申込  
 應神戶の同商組  
 長七郎、山口平三  
 服部新太郎、堀  
 商會立番の件は  
 つ既に數箇月間  
 れば最早立番を  
 決し十一月閉會  
 ○景氣好況の  
 の資金も今や地  
 近頃購買力の方  
 に足らざるなり  
 の繁忙と云い何  
 今大坂商船會社  
 昨年同季と比し  
 して之を掲げん  
 ○昨年貿易の  
 り十二月迄の輸  
 出額に於て横濱  
 大重要品あるが  
 を占るは棉花、  
 り山陽、山陰、四  
 入來ればなり  
 輸出金  
 五、二〇九  
 二、九六八  
 三、三六六  
 四、三三六  
 合計 八、九  
 八、九七二  
 (圓) 〇  
 表中其他諸港と  
 見佐須原、唐津  
 を合計したるも  
 も知る如く  
 横濱、神戸、長  
 の六港にして朝  
 下ノ國、博多、  
 佐須原  
 の五港とす又米  
 特別輸出港は  
 四日市、三月、  
 唐津、御所  
 の十港なりと知  
 ○關西茶業本  
 開會の都合なり  
 に依り同市茶業  
 ○歌仙位座 大  
 蓋を開けたる歌  
 紅に映して雲